

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 令和８年度第２回専門部会

１．日 時 令和８年７月１６日(木) 午後１時２３分～午後２時３８分

２．場 所 神戸市役所１号館１４階 大会議室

３．出席委員 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

専門部会に属する委員及び専門委員（敬称略 ６名中６名出席）

委員 上村、河端、久次米、末田

専門委員 鈴木、金田

神戸市(事務局) 小寺福祉局副局長、
小林国保年金医療課長、
八尾保健事業担当課長
細川管理担当課長
池田係長、高橋係長

I 国民健康保険の県内保険料統一に向けた市基金の活用方法について

●事務局 資料説明

前回専門部会での意見を踏まえ、案①（保険料引下げに活用）及び案③（保険料引下げと市減免基準の維持に活用）を前提として作成した５つの基金活用パターン（Ａ～Ｅ）について説明を行った。また、５つのモデル世帯における保険料負担の変化や各パターンの特徴、評価結果について説明を行った。

（質問等）

○委員

県下新基準への移行により所得激減減免の対象から外れる方がいるとの説明であ

ったが、事務局としても減免制度変更については一定の周知期間が必要であるという考えでよいか。

●事務局

市として期間を定めているものではなく、周知期間の考え方も含めて委員の皆様にご議論いただきたい。

○委員

ほかの事業でも、いろんな広報等を通じて1年かけて周知を図っていくという流れが多い。

○委員

所得激減減免の対象者は全体のどの程度か。また、どのような方が主な対象となるのか。

●事務局

対象世帯は加入世帯全体の1割弱であり、定年退職や事業廃業などにより前年より所得が大きく減少した方が主な対象である。

○委員

減免を受けている方の中には、国保以外の健康保険に入っている方も含まれている。基金はこれまで被保険者が納付した保険料を原資として積み立てられたものであり、被保険者への還元を重視することも重要ではないか。

○委員

市減免基準の維持については、支援の継続というよりも県下新基準への移行を円滑に行うための周知期間の確保という観点で考えるべきではないか。

○委員

企業等では定年退職前に健康保険制度に関する説明が行われており、健康保険の任意加入にするか国保に加入するかを検討している間に制度変更についても周知をする必要があるのではないか。

○委員

県下新基準でも所得激減減免そのものは継続されるため、市減免基準を何年維持するかが論点であると思う。

○委員

基金は被保険者に還元することが基本であり、保険料引下げへの活用が望ましいと考える。一方で、制度変更に対する周知期間の確保も必要ではないか。

○部会長

基金活用パターンについて一定の方向性を整理したい。

○委員

周知期間が必要であることを踏まえると、令和9年度から直ちに県基準へ移行するA案は選択肢として考えにくいのではないか。

○委員

B案は現行減免基準の維持を重視しているが、被保険者全体への還元という観点では効果が限定的ではないか。

○部会長

A案及びB案を除き、C案・D案・E案を中心に検討することでよいか。

○委員

異議なし。

○委員

被保険者にとって保険料変動はできるだけ緩やかな方が望ましく、その観点からはC案が適当ではないか。

○委員

基金活用の考え方や制度変更について説明しやすく、幅広い層への配慮も図られていることからC案が望ましいと考える。

○委員

周知期間が1年程度確保できるのであればC案でよいと考える。

○委員

C案を採用する場合には、減免制度の見直しについて十分な周知を行う必要がある。

○部会長

県下新基準の周知をしっかりと行うことを前提に、被保険者全体への還元、県下新基準への移行に向けた周知期間の確保、保険料変動の平準化という観点を総合的に考慮すると、C案が最もバランスが取れていると考える。

○委員

異議なし。

○部会長

専門部会としては、パターンC（保険料引下げを3年間実施し、市減免基準を令和9年度のみ維持する案）を基本として取りまとめ案を作成する方向で進めたい。

●事務局

本日のご意見を踏まえ、C案を前提とした取りまとめ案を作成し、第3回専門部会で最終確認いただきたい。

○部会長

本日の議論を終了し、次回専門部会で取りまとめを行う。